

# 千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱

平成29年4月1日改正

千 葉 市

## 千葉市屋上壁面緑化助成金交付要綱

### (目的)

**第1条** この要綱は、中心市街地における建築物の屋上及び壁面の緑化を推進するため、その緑化に要する費用の一部を助成することにより、うるおいのある良好な都市空間を創り出し、都市環境の向上、併せてヒートアイランド現象の緩和や省エネルギー対策を推進することを目的とする。

2 助成金の交付については、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 屋上緑化 建築物や土木構造物で、日常的に管理のために立ち入ることが可能な陸屋根等の屋外で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、植栽の長期間継続した育成に必要な基盤設備があるものであること。
- (2) 壁面緑化 建築物の外壁面で、上部に構造物がない部分の緑化をいう。ただし、植栽の長期間継続した育成に必要な基盤設備があるものであること。
- (3) 助成事業 助成金交付の対象となる千葉市屋上壁面緑化助成事業をいう。
- (4) 助成事業者 助成事業の対象となる事業を行う当該建築物の所有者等又は建築主で、市長に助成金の交付を申請し、交付の決定を受ける者をいう。
- (5) 緑化施設 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第34条第2項に規定する緑化施設をいう。

### (助成事業の対象)

**第3条** 助成事業の対象となる事業は、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 助成事業の対象区域  
「中心市街地」（別図で定める区域）内で、用途地域が商業地域又は近隣商業地域内にあること。
- (2) 対象となる建築物  
ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他関係法令に適合しているもの。  
イ 国、地方公共団体その他の公共団体又はこれらに準ずるものが所有する建築物でないこと。

- (3) 対象となる緑化
  - ア 建築物の屋上に設置するもの、又は建築基準法上の道路に面し、かつ視認できる建築物の壁面等に設置するものであること。
  - イ 建築物の屋上又は壁面の緑化面積の合計が3㎡以上であること。
  - ウ 過去にこの要綱による助成を受けた緑化施設でないこと。
  - エ 緑化施設に関する他の助成を受けていないこと。
- (4) 植栽の基準
  - ア 植栽にあたっては、千葉市工場等緑化推進要綱及び千葉市宅地開発指導要綱に準ずるものとする。
  - イ 工事完了時に前アに定める植栽の基準を満たしていなければならない。
- (5) 対象となる建築物が申請者の所有でない場合、又は申請者以外にも所有者が存在する場合は、所有者全員からの同意が得られること。
- (6) 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者であること。
- (7) 助成の対象となる事業は、申請する年度内に完了が可能かつ助成金の請求を年度内に行うことができるものであること。
- (8) 助成事業者は、当該事業年度の翌年度から起算して、5年間は緑化について継続的な維持管理を行うものとし、対象となる事業完了後に、当該事業の対象となった建築物を所有する者についても同様とする。市長が必要と認める場合は、その実施状況について随時報告を求めることができるものとする。
- (9) 助成事業者は、屋上壁面緑化等の普及啓発への協力を行うものとする。

#### (助成事業の対象経費)

**第4条** 助成事業の対象となる経費は、次の各号に掲げる工事等に要した経費とする。

- (1) 樹木等の植栽手間
- (2) 土壌及び樹木等の購入費
- (3) 緑化に係る基盤整備及び灌水施設の工事費
- (4) 前3号に掲げる緑化事業に付随する諸経費等

#### (助成額)

**第5条** 助成額は、次のいずれか少ない額を上限とする。ただし、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とし、毎年度予算の範囲内において交付するものとする。

- (1) 前条に定める助成事業の対象となる経費の合計額の2分の1
- (2) 屋上緑化については、緑化面積1平方メートル当たり2万円、壁面緑化については、緑化面積1平方メートル当たり1万円
- (3) 1件あたり100万円

- 2 前項の規定にかかわらず、対象となる建築物における屋上緑化及び壁面緑化に係る事業を同時に実施する場合の助成額は、上限を100万円とする。

#### (助成金交付の申請)

**第6条** 規則第3条の規定により助成金の交付を申請する助成事業者は、助成事業の着工前に、千葉市屋上壁面緑化助成金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる図書を添付し、市長に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 事業計画書(様式1-2号)
- (2) 位置図
- (3) 助成事業に係る収支予算書
- (4) 工事見積書(写)又は設計書
- (5) 事業に係る図面
  - ア 敷地平面図及び建物配置図
  - イ 緑化場所の位置図、緑化に係る求積図、植栽平面図及び断面図、その他の対象緑化に必要な施設図等
- (6) 施工前写真  
ただし、申請時に対象となる建築物等が未完成の場合には、実績報告書に添付すること。
- (7) 対象となる建築物が建築基準関係規定に適合していることを証する検査済証(写)又は確認済証(写)
- (8) 助成事業者と対象となる建築物所有者等が異なる場合にあっては、建築物所有者等の承諾書又は承諾を確認することのできる書類
- (9) 市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書  
ただし、助成を受けようとする前年の1月1日時点から交付申請をする日までに住所の変更がない者で、かつ市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がない者は、個人情報確認同意書(様式第1-3号)を提出することにより省略することができる。
- (10) その他市長が必要と認める書類

#### (助成金の交付の決定等)

**第7条** 市長は、助成金の交付の申請があったときは、当該申請に係る図書によりその内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは、規則第6条の規定による千葉市屋上壁面緑化助成金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。なお、助成金の交付の決定にあたり、必要に応じて現地調査等を実施することができるものとする。

- 2 前項の規定に基づく審査の結果、助成金を交付することが不相当であると認めるときは、千葉市屋上壁面緑化助成金不交付決定通知書(様式第3号)により、その旨を助成事業者に通知するものとする。

#### (助成事業の内容変更又は中止等)

**第8条** 助成事業者は、第7条第1項の助成金交付決定通知を受けた後、助成事業の内容を変更又は助成事業を中止しようとする場合は、千葉市屋上壁面緑化助成金

変更・中止承認申請書（様式第 4 号）に変更に係る図書（変更しようとする場合に限る。）を添付して申請し、市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項以外で、かつ市長が認める軽微な変更を除く。

- (1) 法人の代表者名等の変更
  - (2) 施工箇所又は施工方法等の変更
  - (3) 助成事業に係る経費内訳の変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、千葉市屋上壁面緑化助成金変更・中止承認通知書（様式第 5 号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

#### **（助成事業の実績報告）**

**第 9 条** 助成事業者は、助成事業が完了したときは速やかに千葉市屋上壁面緑化助成実績報告書（様式第 6 号）に次に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 工事費請求書（写）及び請求内訳書（写）
- (3) 助成事業に関わる領収書（写）又は支出を証する書類（写）
- (4) 植栽完了図及び緑化に係る竣工図
- (5) 助成事業完了写真（完了後の写真については全体を把握できるもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

#### **（助成額の確定通知）**

**第 10 条** 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、規則第 13 条の規定により、当該実績報告書及びその添付図書の内容並びに完了を確認するための現地検査により審査し、助成金の交付の決定内容に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、千葉市屋上壁面緑化助成金額確定通知書（様式第 7 号）により助成事業者に助成金の確定額を通知するものとする。

#### **（是正のための措置）**

**第 11 条** 市長は第 9 条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が、助成金交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業をこれに適合させるための措置をとるべきことを助成事業者に対して指導することができる。

### **(助成金の請求及び交付)**

**第 12 条** 規則第 16 条第 1 項の規定により第 10 条の規定による通知を受けた助成事業者が、助成金の交付を受けようとするときは、千葉市屋上壁面緑化助成金交付請求書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による交付請求があったときは、その内容を審査し、速やかに助成金を交付するものとする。

### **(助成事業の状況報告)**

**第 13 条** 助成金の交付を受けた助成事業者は、当該事業年度の翌年度から起算して 5 年経過後、千葉市屋上壁面緑化助成状況報告書（様式第 9 号）に次に掲げる図書を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 事業に係る図面（緑化平面図、断面図等）
- (3) 状況写真

2 市長は、前項の助成状況報告書の提出があったときは、書類審査を行う他必要に応じて現地調査を行い、事業の成果が助成金交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査することができる。

### **(助成決定の取消)**

**第 14 条** 市長は、助成事業者が次のいずれかに該当した場合、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。規則第 17 条第 3 項において準用する第 6 条の規定による通知は、千葉市屋上壁面緑化助成金交付決定取消通知書（様式第 10 号）によるものとする。

- (1) 助成金を他の用途に使用したとき
- (2) 助成を受けた緑化施設を故意に破壊又は緑化施設以外の用途に転用したとき
- (3) 助成金の交付申請年度内に、第 9 条第 1 項に規定する助成実績報告書を提出しないとき
- (4) 虚偽その他不正な手段により助成金交付の決定や交付を受けたとき
- (5) その他市長が特に必要があると認めたとき

### **(助成金の返還)**

**第 15 条** 規則第 18 条第 1 項又は第 2 項の規定による助成金の返還命令は、千葉市屋上壁面緑化助成金返還命令通知書（様式第 11 号）によるものとする。

### **(維持管理及び財産の処分制限)**

**第 16 条** 規則第 20 条ただし書きに規定する市長が定める期間は、当該事業年度の翌年度

から起算して5年間とし、対象となる事業完了後に、当該事業の対象となった建築物を所有する者についても同様とする。

**(補則)**

**第17条** 規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は都市局長が別に定める。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。